

地球憲章に対する UNESCOの支援（仮訳）

（2003年9月29日～10月17日にかけて開催されたユネスコ総会における決議）

ユネスコ総会は、

1990年代の10年間、持続可能な未来に向けた加盟国の努力を導くことができるような、共有できる価値・原則・倫理を含む文書を作り出すため、世界的に様々な文化や部門を超えた協議プロセスが存在してきたことを考慮し、

また今日、国際社会は、公正かつ持続可能で平和な地球社会建設のための基本原理を含む文書として、地球憲章を有すに至っていることを考慮し、

地球憲章は、国際社会が直面する相互に関連する問題の解決に向けた統合アプローチを示しており、この倫理的枠組には、生命社会・生態学的統一性・社会経済上の公平と公正・民主主義・貧困削減・非暴力・平和に対する尊敬と責任が含まれていることに留意し、

また地球憲章は、1987年の「環境と開発に関する世界委員会（国連ブルントラント委員会）」によって始められた、持続可能な開発のための新たな倫理規範を求める継続中のプロセスの一部であり、また、持続可能性のための倫理的枠組みの設定を試みた1992年のリオ・デ・ジャネイロ地球サミットから続く未終結のプロセスの一部であることに留意し、

UNESCOはアジェンダ21の第35章（科学）及び第36章（教育）に関する国連のタスクマネージャーであることを想起し、

次のとおり決議する。

- (a) 地球憲章は、持続可能な開発のための重要な倫理的枠組みであることを認識し、その倫理原則・方針・内容が、UNESCOの2002年～2007年の中期戦略で掲げているビジョンと一致することを認め、
- (b) 特に、国連持続可能な開発のための教育の10年の枠組みにおいて、地球憲章を教育上の手段として利用しようとする加盟国の意思を確認し、
- (c) 事務総長に、UNESCOのプログラムにおいて、地球憲章のビジョンと原則を実践的に強化する最も最適な方法を検討し、その結果を、理事会に提出するよう求める。